

固定資産税は、毎年1月1日時点の現況で評価し、税額を決定する仕組みになっています。

例えば登記簿上の地目が山林であっても、その土地の上に住宅が建っていれば、現況地目を宅地として評価することとなります。

土地の利用状況の変化や家屋の新築・解体など、固定資産税係におきましても随時現地調査を行っておりますが、より正確で速やかな現況把握のため、該当する資産があればご連絡くださいますようお願いいたします。

利用状況を変更した土地はありませんか？

- 山林や原野を整地して、住宅や倉庫などを建てた。
- 山林や原野を整地して、畑や資材置場などにした。
- 畑作などを行っていたが、耕作をやめたことにより荒れ地となり、畑ではなくなった。
→この場合、先に農業委員会への届け出が必要となります。

新築・解体・用途変更した家屋はありませんか？

- 新たに住宅や倉庫などを建てた。
- 既存の住宅が手狭だったので増築した。
- 住宅や倉庫などがあったが、解体した。または台風等で倒壊した。
- 住宅として建築したが、店舗として使用している。

相続や売買によって所有者を変更した未登記の家屋はありませんか？

→ 届け出がないと旧所有者に引き続き課税されることになります。

新規導入・廃棄処分・譲渡・譲受した事業用資産はありませんか？

→ 令和4年12月に償却資産申告書を送付しますので、申告をお願いします。
新たに事業を始められた方には送付されませんので、ご連絡ください。

このような場合も届け出が必要です



固定資産の所有者が亡くなったが、すぐに相続登記を行わない場合

→ 故人に関する固定資産税の書類について、相続人を代表して受け取る方を届け出るため、『相続人代表者指定届』を提出していただく必要があります。

固定資産の納税義務者が市外に居住しているなどの事情で納税に支障がある場合

→ 納税に関する一切の事項を管理する方を届け出るため、『納税管理人申告書』を提出していただく必要があります。

共有名義の資産の代表者を変更したい場合

→ 共有者全員の承認を受けたうえで、『共有代表者変更届』を提出していただく必要があります。

書類の送付先を一時的に変更したい場合

→ 住民票の異動を伴わない一時的な転居や転出について、『送付先変更届』を提出していただく必要があります。（旅行などは除く。）